

# 資格取得費補助規程

協同組合下越労務協会

(目 的)

第1条 組合の業務遂行を円滑にするため、職員が各種資格を取得する際に必要な経費を補助することができる。

(資格の尊重)

第2条 組合は、職員が取得した資格については、これを評価し、特に重要な資格については、昇給昇格の要件に用いるなど、これを尊重する。

(資格の取得)

第3条 職員は、業務遂行上必要とする各種資格について、率先して、これを取得するよう努めなければならない。

2 職員については、個人目標を定め、逐次各種の資格を取得するよう指導するものとする。

(資格取得の条件)

第4条 職員の資格取得に必要な経費は、すべて組合の負担とし、取得した資格は、職員個人の取得資産とする。ただし、同一資格については、経年試験以外の再受験は認めないものとする。

2 資格取得後5年以内に退職する場合は、資格取得に要した費用を組合に返還させる。

3 職員は、各種資格を取得した場合は、これを証するものの写しを提出し、資格台帳に登録しなければならない。

4 資格の証(本証)は、原則として本人が保管する。ただし、必要により組合が保管することもできる。

5 組合が資格証の本証を必要とするときは、当該職員はいつでも提示しなければならない。

(資格の種類)

第5条 業務遂行に必要な資格の種類は、次のとおりとする。

(1) 職務上必要とする資格(1類)

(2) 労働安全衛生上必要とする資格(2類)

(3) その他(3類)

(付 則)

第6条 この規程は、平成25年1月18日より施行する。

この規程は、平成25年4月22日から一部改正実施する。

この規程は、平成28年3月22日から一部改正実施する。

この規程は、平成29年11月23日から一部改正実施する。

## 資格取得費補助規程別表

- 1 類 司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士、中小企業組合士、中小企業診断士、測量士、土地家屋調査士、気象予報士、
- 2 類 専任安全管理者、衛生工学衛生管理者、メンタルヘルス教育研修トレーナー、新入者安全衛生教育トレーナー、清掃業職長等教育トレーナー、アーク溶接等特別教育インストラクター、研削といしの取替等業務特別教育インストラクター、電気取扱作業特別教育インストラクター、動力プレス・シャー業務特別教育インストラクター、携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育インストラクター、粉じん作業インストラクター、局所排気装置等自主検査インストラクター、有機溶剤業務従事者教育指導員、VDT作業労働衛生教育インストラクター、腰痛予防のための労働安全衛生教育指導員、ダイオキシン類特別教育インストラクター、熱中症予防労働衛生教育インストラクター、第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、危険物取扱責任者、消防設備士、測量士補、個人情報保護管理者
- 3 類 1級建設業経理事務士、ファイナンシャルプランナー、個人情報保護士、安全コンサルタント、衛生コンサルタント、RSTトレーナー
- 4 類 医療事務、社会福祉士、保育士、介護福祉士、給与計算実務能力検定、登録販売者、手話、賞状書法、漢字検定、基本情報技術者、販売士、ケアマネージャー、管理栄養士、日商簿記検定、全経簿記検定、FP技能検定、応用情報技術者、旅行業務取扱委任者、ビジネスキャリア検定（人事、人材開発・労務管理・企業法務・総務・経理・財務管理・経営戦略・経営情報システム・営業・マーケティング・ロジスティクス管理・ロジスティクスオペレーション・生産管理プランニング・生産管理オペレーション）その他、上記に準ずるもの